

一関市ふるさと応援寄附返礼品協力事業者及び返礼品募集要項

1 目的

この要項は、一関市へのふるさと応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）の促進と一関市の魅力や地元特産品のPR、地場産業の振興等を図るため、一関市へふるさと応援寄附をされた方（以下「寄附者」という。）へ贈る商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供に協力する事業者の登録及び返礼品の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業者の要件

登録できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所のいずれかを有している法人または団体もしくは個人
- (2) 関係する各種法令、条例、規則等を遵守した生産、製造、加工等を行っていること
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は不当行為防止法第32条第1項各号に掲げる者）でないこと

3 返礼品について

事業者は、寄附者に対して贈呈する返礼品について、次の通り企画提案を行うことができる。

(1) 返礼品の採用要件

返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たすものとし、市で内容を審査し、採用を決定する。

ア 各種法令、条例、規則等に違反しないもの

イ 一関市の魅力を発信し、交流人口の増加や地域産業の振興につながる要素を持つものであること

ウ 市内で生産、製造、加工、提供等をしているものであること。

エ 市からの依頼後、速やかに発送できること。また、品質及び数量において、安定供給が行えるもの。ただし、数量または期間を示して供給するものは可とする

オ 飲食物については、原則として寄附者に発送後、別表第2の消費期限が保証されるものであること

カ 平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について」に該当しないものであること

(ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

- (イ) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- (ウ) 価格が高額なもの
- (エ) 寄附額に対し、返礼割合が3割を超えるもの

(2) 返礼品の金額区分について

寄附金額に応じた返礼品の価格は、別表1のとおりとする。なお、返礼品の価格は、商品代、発送資材代、手間賃とし、消費税を含めたものとする

(3) 送料は、一関市が別途負担する

(4) 採用の取消

次のいずれかに該当する場合は、返礼品の採用を取り消すことがある。

ア 採用要件に反する事実が判明し、かつ改善されない場合

イ 申込み内容に虚偽があった場合

ウ 市の信用を失墜する行為があった場合

エ 市に損害を及ぼす行為があった場合

4 事業者登録及び返礼品企画提案の申込

次に掲げる様式に必要事項を記入し、資料等を添えてまちづくり推進部いきがいつくり課まで提出すること

(1) 一関市ふるさと応援寄附事業者登録申込書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 事業者の概要（任意様式、パンフレット等でも可）

(4) 営業許可が必要な業種は、その許可証の写し

(5) 返礼品企画提案申込書（様式第3号）

(6) 返礼品の画像データ（JPEG形式、1MB以上）

※CDまたはUSBで提出 ※画像データは市で加工する場合がある

5 事業者登録及び返礼品企画提案の申込期間

別に定める

6 返礼品企画提案の申込点数について

別に定める

7 その他

(1) 登録事業者は、寄附者の個人情報を一関市個人情報保護条例（平成18年条例第76号）及び関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと

(2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について一関市に報告するものとする。なお、品質等による保証や苦情等については、一関市は一切の責任を負わない

(3) 返礼品として、全く同じ商品が異なる事業者から提案された場合は、返礼品の価格をもって決定する。なお、同一の価格の場合には、別途事業者と調整を行う

(4) その他、疑義が生じた場合は、一関市と協議を行うこと

別表第1

区分 番号	寄附金額区分	返礼品金額
1	10,000 円	～3,000 円
2	20,000 円	3,001 円～6,000 円
3	30,000 円	6,001 円～9,000 円
4	40,000 円	9,001 円～12,000 円
5	50,000 円	9,001 円～15,000 円
6	100,000 円	15,001 円～30,000 円
7	300,000 円	30,001 円～90,000 円
8	400,000 円	90,001 円～120,000 円
9	500,000 円	120,001 円～150,000 円

別表第2

項目	消費期限
農林畜産物	5 日以上
冷蔵品・冷凍品	5 日以上
その他の飲食物	10 日以上

※ 消費期限が別表第2を満たさない場合は、市と協議のうえ、別表3のとおり対応することができるならば、対象とします。

別表第3

品目	注意事項
玄米、精米	4月から10月の玄米、精米は、冷蔵保管したものであること。
冷蔵品	市と協議のうえで、発送前に事業者から寄附者に対し、発送日の事前連絡を入れること。

別 紙
(返礼品募集第一段)

1 事業者登録及び返礼品企画提案の申込期間

(1) 今回の申込期間は、

1月公開分＝平成30年11月26日から平成30年12月14日までとする。

随時公開分＝平成30年12月15日から平成31年2月28日までとする。

・12月15日～1月31日申込受付分＝2月公開

・2月1日～2月28日申込受付分＝3月公開

※寄附額区分を追加した後の第二段募集も予定している

(2) 返礼品贈呈を開始した後に提供事業者が返礼品の贈呈を辞退する場合には、辞退する1か月前までにその旨をまちづくり推進部いきがづくり課に報告し、承認を得ること。

なお、辞退した後であっても、辞退する前に寄附者から申し込みのあった返礼品については、提供事業者が責任をもって贈呈するものとする。

2 寄附金額区分における返礼品企画提案の申込点数

(1) 同一事業者が寄附金額の各区分に応募できる返礼品は5品までとする。

(2) 同一事業者が同じ品目で量目を調整し、寄附金額の各区分に応募する場合は、2区分までとする。

【参考】提供事業者におけるメリット

(1) 当市のふるさと応援寄附のパンフレット及びウェブサイトに、貴社の商品(返礼品)を掲載することにより、企業名及び商品のPR効果が見込める。

(2) 返礼品を発送するにあたって、貴社のPRチラシ等を同梱して発送することにより、企業名及び商品PRを行うことができる。(返礼品の発送と別に、DM等の発送に個人情報を利用することはできません。)

(3) ふるさと応援寄附の返礼品とすることにより、ふるさと納税に関するイベントやその他一関市のイベント等で、貴社の商品を紹介される機会が増える。

(イベント内容によって、全ての返礼品が紹介されるわけではありません。)

(4) 新聞やテレビ等その他取材の要請に応じて、貴社の商品(返礼品)の情報提供をさせていただくことがある。